

いわみざわししょう しゃふくしけいかく だい き がいようばん
岩見沢市障がい者福祉計画（第3期）概要版

れいわ ねんど れいわ ねんど
（令和3年度～令和8年度）

いわみざわし
岩見沢市

1 計画の性格と位置づけ

「岩見沢市障がい者福祉計画（第3期）」及び「岩見沢市障がい福祉計画（第6期）・岩見沢市障がい児福祉計画（第2期）」は、「障害者基本法」、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の定めに加え、次の事項を踏まえて策定しました。

- (1) これまでの計画の考え方を基本としながら、障がい者施策の変遷や、「障害者の権利に関する条約」を踏まえて策定しました。
- (2) 「障害者基本法」に基づき策定された「障害者基本計画（国）」及び「北海道障がい者基本計画」、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」に基づき策定された「北海道障がい福祉計画」との整合を図るとともに、本市の地域特性を反映しました。
- (3) 「第6期岩見沢市総合計画」の考え方に即すとともに、「岩見沢市地域福祉計画」や「岩見沢市高齢者保健福祉計画」、「岩見沢市介護保険事業計画」並びに「岩見沢市健康増進計画」、「岩見沢市子ども・子育てプラン」など、本市における他の関連計画との調和を図りました。

2 計画の期間

「岩見沢市障がい者福祉計画（第3期）」の期間は、令和3年度から令和8年度までの6か年とします。なお、社会情勢などの変化により、必要が生じた場合には見直しを行います。

「岩見沢市障がい福祉計画（第6期）・岩見沢市障がい児福祉計画（第2期）」の期間は、令和3年度から令和5年度までの3か年とします。

3 計画の基本理念

「だれもが自分らしく地域の中で暮らせる 共生のまちづくり」

この計画は、障がいのある方もない方も等しく基本的人権を享受する個人として互いに人格と個性を尊重し、障がいの有無にかかわらず、同じ社会を構成する一員として自らの意思により地域の中で生きがいを持ちながら、安心して自分らしく暮らすことができる「共生社会」の実現を目指すものです。

4 計画の基本目標

(1) 地域における生活支援体制の充実

障がいのある方が、住み慣れた地域で安心して生活を送るためには、生涯を通じて必要なサービスを利用できることが必要です。本市では、障がいのある方やその家族の相談に的確に応じることのできる相談支援体制や、障がい福祉サービスをはじめとするサービス提供体制など、総合的な支援ができる体制づくりを進めます。

また、専門職やボランティアの担い手となる人材の育成を図り、障がいのある方が安心して暮らせる地域づくりを進めます。

(2) 障がい児支援体制の充実

発達に支援の必要な子どもや障がいのある子どもが、身近な場所で療育や教育の支援を受けるために、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、乳幼児期から学校卒業まで、切れ目のない支援を提供する体制づくりを進めます。

(3) 自立と社会参加の促進

障がいのある方が能力を最大限発揮し、自らの選択と決定により、地域の中で自己実現できるよう、入所施設等から地域生活への移行、本人の希望や障がいの特性に応じた就労支援などの取組みを進めます。

また、地域社会を構成する一員として、障がいのある方が自ら進んで参加できる場づくりを行う環境を整備するなど、社会参加の取組みを進めます。

(4) バリアフリーの地域づくりの実現

障がいのある方への虐待や差別、偏見をなくすため、障がいへの理解を深めるとともに、公共施設、交通機関などにおけるユニバーサルデザインの普及及び障がいに対応した防災体制の確保や、障がいのある人の視点に立った情報の提供など、様々な機会や場面を通じて、心理的・物理的・社会的なバリアフリーを促進し、安全でやさしい地域社会を目指します。

5 施策の体系

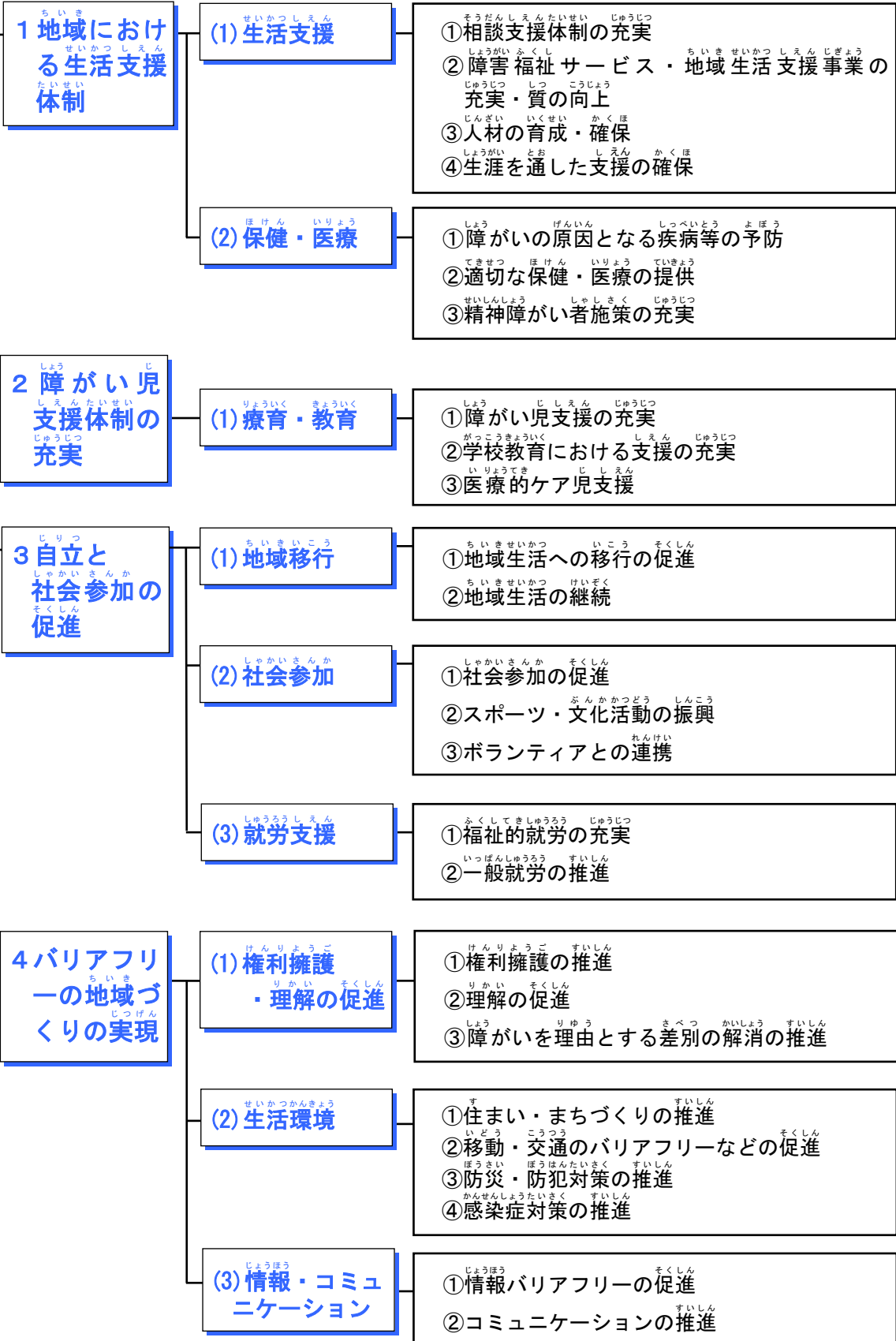
理念

目標

施策

施策の方向

だれもが自分らしく地域の中で暮らせる共生のまちづくり



6 今後の施策の展開

1 地域における生活支援体制の充実

(1) 生活支援

- ① 相談支援体制の充実
- ・ 相談をしやすい環境づくりの推進
 - ・ 一般相談支援体制の強化
- ② 障害福祉サービス・地域生活支援事業の充実・質の向上
- ・ 各種サービスの提供体制の拡充と質の向上の推進
- ③ 人材の育成・確保
- ・ 北海道が実施する研修の積極的な参加
 - ・ 手話奉仕員の各種研修の充実
- ④ 生涯を通じた支援の確保
- ・ 関係機関が連携する体制づくりの促進
 - ・ 身近な相談支援の充実や交流の機会づくりの促進

(2) 保健・医療

- ① 障がいの原因となる疾病等の予防
- ・ 妊産婦及び乳幼児に関する健診、健康教育、保健指導など、各種施策を推進
 - ・ 健康づくりに対する啓発活動や情報提供の実施
- ② 適切な保健・医療の提供
- ・ 助成制度等による医療費の負担を軽減
- ③ 精神障がい者施策の充実
- ・ 精神障がいのある方や家族に対する相談支援の充実
 - ・ 地域生活の支援に向けた在宅の障害福祉サービスの充実

2 障がい児支援体制の充実

(1) 療育・教育

- ① 障がい児支援の充実
- ・ 発育や発達に支援の必要がある子どもに対する適切な療育の促進
 - ・ 一貫した支援を地域の身近な場所で子ども及び家族に提供する体制構築の推進
- ② 学校教育における支援の充実
- ・ 個々の特性に合わせた生活支援や学習支援を行うなど教育の充実
 - ・ インクルーシブ教育システムの整備の推進
- ③ 医療的ケア児支援
- ・ 保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関連分野の支援が適切に受けられる体制整備の推進

3 自立と社会参加の促進

(1) 地域移行

- ① 地域生活への移行の促進
- ・ グループホーム等の整備を促進
 - ・ 地域住民の理解・協力を得るための啓発活動の推進
- ② 地域生活の継続
- ・ 必要なサービスの提供やボランティアの協力など、地域全体で総合的な支援体制構築の推進

(3) 就労支援

- ① 福祉的就労の充実
- ・ 就労継続支援（A型、B型）事業所の整備と充実を促進
- ② 一般就労の推進
- ・ ICT（情報通信技術）を活用したテレワークの普及、拡大の推進

(2) 社会参加

- ① 社会参加の促進
- ・ 障がいのある方たちの参加が拡大されるよう、行事などを主催する各種団体等との連携
- ② スポーツ・文化活動の振興
- ・ 障がいの有無にかかわらず文化芸術活動を行うことのできる環境づくりの推進
- ③ ボランティアとの連携
- ・ 気軽にボランティア活動に参加し交流できる環境の整備

4 バリアフリーの地域づくりの実現

(1) 権利擁護・理解の促進

- ① 権利擁護の推進
- ・ 障がいのある方の権利擁護を図るための基盤づくりの推進
- ② 理解の促進
- ・ 広報紙やホームページなどで啓発
- ③ 障がいを理由とする差別の解消の推進
- ・ 差別、偏見を助長する言葉や不適切な表現が使用されないよう啓発

(3) 情報・コミュニケーション

- ① 情報バリアフリーの促進
- ・ 障がいのある方が利用しやすい情報提供体制の充実
- ② コミュニケーションの推進
- ・ 障がいの特性に応じた円滑なコミュニケーションの確保の推進

(2) 生活環境

- ① 住まい・まちづくりの推進
- ・ ユニバーサルデザインの促進
- ② 移動・交通のバリアフリーなどの促進
- ・ 合理的な配慮の提供を行いやすい環境づくりに対して支援
- ③ 防災・防犯対策の推進
- ・ 災害時にも日常生活を継続するうえで必要となる環境整備の推進
- ④ 感染症対策の推進
- ・ 北海道や関係機関と連携した支援・応援体制の構築